

議案第 56 号

里庄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

里庄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 9 月 3 日提出

里庄町長 赤木 功

(提案理由)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 43 号）による廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和8年9月 日公布
里庄町条例第 号

里庄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

里庄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成7年里庄町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「第6条の2第3項」を「第6条の2第4項」に改める。

第15条中「第6条の2第5項」を「第6条の2第7項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。